

学生支援緊急給付金の申請手続きについて

2020/5/28

学習院女子大学 学生部

1. 対象となる者の条件

在籍する学生のうち、以下の条件、要件①～⑥のすべてに合致する者を支給の対象とする。

※外国人留学生の場合は、①～⑤および⑦を満たす者

①家庭から多額の仕送りを受けていない（授業料等を含め、年間 150 万円が目安）

②原則として自宅外で生活をしている

（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象となる）

③生活費・学費に対してアルバイト収入の占める割合が高い

④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少
※前月比 50%以上減少）した

※2020 年 1 月以降、アルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となる。

⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと

1) 高等教育の修学支援新制度の第 I 区分の受給者である

2) 高等教育の修学支援新制度の第 II 区分または第 III 区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能なものにあっては、限度額まで利用している者もしくは利用を予定している者

3) 高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者もしくは利用を予定している者で、第一種奨学金の限度額まで利用している者、もしくは利用を予定している者

4) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者、もしくは利用を予定している者

5) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度または第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

⑦外国人留学生については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと

1) 学業成績が優秀な者であること（前年度の GPA が 2.30 以上であること）

2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること

3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は含まない）

4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

その他、すべての要件に合致しない場合でも、上記を考慮したうえで、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者も対象となります。

2. 申請の手引き、申請書類の所定フォーマット

以下の手引きをよく読み、各様式を印刷してボールペン（消える筆記用具は不可）で記入し、後述する「3. 証明書類」と共に提出してください。

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き
https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf
- ・様式1 [学生支援緊急給付金申請書](#) [PDF]
「3. 申し送り事項」は、必ず具体的に書くこと
- ・様式2 [学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書](#) [PDF]
- ・様式3 [アルバイト収入に関する自己申告書](#)（1年生のみ提出） [PDF]

3. 証明書類

上記「1. 対象者の要件①～⑦」の番号と対応しています。

詳細は、「「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き」の P7 をご覧ください。

- ①誓約書（様式2）に年額を記載してください。
- ②アパート等の賃貸借契約書の写し／直近の家賃の支払い根拠書類／住民票の写し
を支払ったことがわかる書類のコピー等のいずれか
※自宅生で、経済的に家庭から自立している学生が申請する場合は、②の書類は不要
- ③誓約書（様式2）に年額を記載してください。
- ④コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）
または、申請書（様式1）の「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。
- ⑤アルバイト先からの給与明細や振り込み口座の通帳の写し
※2020年1月以降で2か月分以上を提出し、収入が50%以上減っていることを確認するため。
例：2020年2月まではいつも通りアルバイトしていたが、2020年3月下旬頃からアルバイト先が休業になったためアルバイトができていない場合⇒2020年2月分の給与明細と、2020年3月の給与明細を提出する。（ただし、3月の途中までアルバイトしていたために、2月分と比較して50%減っていない場合は、4月分の給与明細もあわせて提出すること。
※アルバイト予定だった1年生は（様式3）を記入し提出
- ⑥以下に係る認定書等の写し（該当するものを提出）
 - ・奨学生証（日本学生支援機構給付奨学金、第一種奨学金受給者）
 - ・民間等の支援制度の認定書類
- ⑦仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口座の預貯金通帳の写し等

4. 不正への対応について

学生支援緊急給付金を受給する際、虚偽申請があった場合は返金を求められます。

また、申告内容や提出書類等に疑義が生じた場合、申請中、受給後にかかわらず、提出書類等について学生や生計維持者に再確認を行います。

不正は決して行わないでください。

5. 推薦枠について

本学の推薦枠の中で申請者の応募内容により決定します。申請者全員が推薦されるわけではありません。

6. 支給額

住民税非課税世帯の学生：20 万円

※高等教育の修学支援新制度の第 I 区分をすでに受給している者以外は、住民税非課税証明書の提出が必要。

上記以外の学生：10 万円

7. 申し込み受付期間、締め切り、手続きなどのながれ

郵送にて書類提出の後、G-port でアンケート回答することで申請が完了となります。以下ご確認下さい。

○申請受付期間 締め切り

第 1 回受付：5 月 2 8 日（木）～6 月 8 日（月）学生部必着

第 2 回受付：配分予定有り スケジュール未定 決まり次第 HP、G-port で連絡します

○提出方法：郵送のみ受け付け

下記提出書類を、必ず**レターパック**で郵送してください。レターパック以外の提出は認めません。また、窓口では受け付けられませんのでご了承ください。

注意）本学では文部科学省のオンライン申請システムは使用しません。

書類の郵送による申請のみとします。

レターパック表面記入項目

宛先：〒162-8650 東京都新宿区戸山 3-20-1 学習院女子大学 学生部 宛

電話：03-3203-1906

送付品名：学生支援緊急給付金申請書類

※レターパックの追跡番号が書かれたシールをはがし、手元に保管すること

○提出書類

- ・様式 1 学生支援緊急給付金申請書【全員】
- ・様式 2 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【全員】
- ・様式 3 アルバイト収入に関する自己申告書【1 年生のみ】
- ・アパート等の賃貸契約書の写し／直近の家賃の支払い根拠書類／住民票の写し【自宅外通学者のみ、いずれか 1 点】
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等の写し【提出可能な場合のみ】
- ・アルバイト先からの給与明細コピー（2020 年 1 月以降のものを 2 か月分以上）
- ・奨学生証の写し【日本学生支援機構給付奨学金、第一種奨学金受給者のみ】
- ・民間団体等の支援制度の認定書類の写し【民間団体等の支援制度受給者のみ】
- ・住民税非課税証明書の写し【高等教育の修学支援新制度の第 I 区分受給者以外で該当する人のみ】

○書類郵送後、G-port へログインし、アンケートに回答して終了

G-port から、申請書類を送ったことに関してアンケートを登録してください。
書類に不備がある場合、メール等でご連絡します。

アンケート内容：

学生支援緊急給付金申請書類を発送しました

学籍番号、学生氏名、学生の携帯番号、書類発送日、レターパックの追跡番号

8. 推薦可否の結果について

6月下旬に、申請者全員に G-port で連絡します。

9. 問い合わせ先

学習院女子大学 学生部

mail : gwc-off@gakushuin.ac.jp

学籍番号、所属学科、学年、氏名を明記してください